

令和6年度 千葉市「食のブランド」認定事務局運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度千葉市「食のブランド」認定事務局運営等業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、千葉市「食のブランド」認定事務局運営等業務委託に当たり、受託者が守らなければならない業務に関する一般事項を示すものである。

3 事業目的

令和元年度に策定した「千葉市『食のブランド』戦略」に基づき、本市の食のブランド確立への中長期的な取組みを通じ、市産品の高付加価値化及び市内事業者の競争力強化を推進するため、令和2年度に本市独自の認定制度である「千葉市食のブランド『千』」を創設した。

本事業においては、千葉市食のブランド「千」の認知獲得と高付加価値商品として認定品及び認定サービス（以下「認定品」という。）の首都圏における販路確保を図るため、千葉市「食のブランド」認定事務局を円滑に運営する。あわせて、以下に掲げるKPI達成に向け、受託者及び受託者が選任する専門家による市内農業者及び食品関連事業者への支援を通じ、千葉市食のブランド「千」申請件数の増加及び新規認定品の創出を図る。

また、ブランドマネジメントを市と協働で行う立場として、認定品を有する事業者（以下「認定事業者」という。）への支援を一貫して実施し、千葉市食のブランド「千」の価値向上及び認定品の商品力向上を目指す。

4 委託期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までとする。

なお、期間終了前であっても、委託業務のうち完成したものについて、市は受託者に提出を求めることができる。

5 KPI（重要成果指数）

千葉市食のブランド「千」申請件数	35件以上
千葉市食のブランド「千」新規認定品数（第5回認定）	20件以上

6 委託業務の内容

千葉市「食のブランド」の認定事務局として、申請の募集から審査、認定までの実務を行い、申請事業者、認定審査委員及び関係者との調整を市と連携し主体的に行うとともに、市内農業者及び食品関連事業者の商品又はサービス（以下「商品等」という。）の企画・開発等の支援を行い、新規認定品の創出を図ること。

なお、以下に掲げる事項について、具体的な実施手法を提案し、実施すること。

（1）認定事務局の運営

ア 認定に係る実務

（ア）個別相談窓口の設置

電話、メール等の方法により申請に関する問合せ対応を行うこと。

(イ) 申請受付

申請書の受付、申請者への追加ヒアリングや申請書類の不備修正等の指示等、申請に向けたサポートを行うこと。

イ 申請件数増に向けた取組み

K P I に定めた申請件数を達成するための手法等について明示すること。

ウ 認定審査委員会の設置及び運営

適切な認定審査を実施するため、以下のとおり認定審査委員会の設置及び運営を行うこと。具体的な運営方法や認定審査委員の候補者を明示すること。

(ア) 認定審査委員会の設置

a 千葉市食のブランド「千」認定要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項に規定する認定審査委員会を設置すること。

b 委員構成は、千葉市食のブランド「千」認定審査要領（以下「審査要領」という。）第3条各号に基づくこととし、市と協議の上、決定すること。

(イ) 認定審査委員会の運営

a 認定審査委員会を招集し審査を行うこと。

なお、会場は市が確保するが、使用料が発生する場合は受託者負担とする。

b 認定審査委員会は、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）第7条第3号の規定に基づき非公開とすること。

c 委員に対し、事前に審査対象商品の説明等を行い、円滑に審査が実施できるよう配慮すること。

d 審査に際しては、審査要領第4条各号の規定に基づき実施すること。

e 審査結果及び審査に係る一切の書類は、滞りなく市に開示すること。

f 委員に対する報酬、交通費等の費用を支払うこと。

(ウ) 審査結果の整理

認定の理由及び認定とならなかった理由を整理し、市に報告すること。

なお、当該理由は、申請者に対する通知文書への記載を想定した文体とすること。

(エ) 認定とならなかった申請者へのフォローアップ

認定とならなかった申請者に対し、次回の申請及び認定につながるよう支援を行うこと。

エ 認定事業者に対する支援

(ア) 認定品発表及び販売に向けた商品のブラッシュアップ

審査委員会での意見、助言等を基に支援を行うこと。

(イ) 認定事業者向けセミナー等の企画運営 1回以上

ブランドマネジメント講習会、認定事業者交流会等、本制度目的の理解を深める内容や認定事業者同士がつながり、新たな事業への展開が図れるような内容を明示すること。

(ウ) 認定事業者へのマッチング機会創出

認定事業者に対し、商談会等、販売事業者とマッチングする機会を設けること。

(エ) フォローアップ及び効果検証

要綱第16条第5号の規定に基づき、千葉市食のブランド「千」販売実績報告書の提出を求めるとともに、認定事業者へのヒアリング等を通じて事業者毎の状況確認・分析を行い、次年度に向けた支援策を市に報告すること。

なお、ヒアリング等の機会を利用し、要綱第16条で定めた、「認定を受けたものの責務」を再度認定事業者と確認すること。

(2) ブランド認定制度説明会の企画運営

市内農業者、食品関連事業者等、市内の食に関わる事業者を対象に、ブランド認定制度説明会を開催し、参加者に対し制度の周知及び申請促進を図る。

なお、広く認定品を募集するという観点から説明会参加者数の増加に努めることとし、ブランド認定制度説明会の内容、新規参加者の集客方法及び目標参加者数を明示すること。

ア ブランド認定制度説明会の内容

(ア) 対象

市内農業者、食品関連事業者等、市内の食に関わる事業者

(イ) 内容

本ブランド認定制度、申請方法等に関する説明会を実施すること。

なお、説明会にはブランド化に取り組む意義や、本ブランドに関する理解を深める内容を盛り込むこと。

また、申請に向け、事業者の意識醸成を図る内容とすること。

(ウ) 開催回数

1回以上

(エ) 開催方法

通常開催及びオンライン開催の併用とし、会場及びプロジェクター、スクリーン、マイク等の備品は市が確保するが、会場使用料が発生する場合は受託者負担とする。

また、社会的状況の変化によっては、開催方法の変更を可能とする。

イ 説明会等受付対応業務

(ア) 参加申込受付、管理

WEB、電話、メール、ファックス等、複数の受付窓口を設け、受付対応業務を行うこと。

また、問合せ窓口を設置し、参加希望者からの問合せに対応すること。

なお、申込情報は適正に管理し、情報は速やかに市と共有すること。

(3) 認定品の売場確保に向けた取組み

ア 首都圏での売場確保の手法等

認定品の首都圏での売場確保を実現するための具体的な道筋や手法について明示すること。

イ 東京都内（23区内）百貨店等での催事出店

首都圏での販売実績の獲得のため、東京都内（23区内）百貨店等での催事出店又は販売イベントについて、会場を変えて2回以上実施することとし、その実施内容について明示すること。

ウ 首都圏での売場確保

上記イで実施した催事出店での販売数や販売額といった定量的な情報のほか、消費者及び店舗側の反応などの定性的な情報について分析を行うとともに、当該分析と上記アを踏まえた売場確保に向けた今後の展開プランを策定の上、実施すること。

(4) 事業者支援及び販路拡大支援

魅力ある新規認定品の継続的な掘り起こしを行うため、千葉市食のブランド「千」を理解し、市内農業者、食品関連事業者の特性を十分に認識した上で、受託者が選任する専門家とともに市内農業者、食品関連事業者の商品等の企画・開発支援を行うことで、申請数の増加及び新規認定品の創出

を図ること。

なお、商品等の企画・開発を加速させるため、当該企画・開発に必要となる、試作品製造に係る費用についても支援すること。

ただし、支援内容については、社会情勢を考慮し、効果的な手段に変更することは可能とする。

ア ブランド認定に向けた事業者への伴走型支援

(ア) 第5回認定に向けた支援

a 短期的支援 20件以上

申請を検討する事業者が個別に相談できる機会を設け、申請書や商品等のブラッシュアップ支援や意識醸成など、申請に向けたサポートを行うこと。

また、派遣を予定する専門家について、具体的な候補者と対象分野を併せて明示すること。

b 中長期的支援 6件（令和5年度支援分の継続）

令和5年度に支援した事業者に対し、第5回認定に向けた商品等の企画・開発・ブラッシュアップ支援を実施すること。

(イ) 第6回以降の認定に向けた支援 3件以上

中長期的な視点に立った支援を効率的に行うため、その支援方法や対象者の選定方法を明示すること。

また、派遣を予定する専門家について、具体的な候補者と対象分野を明示すること。

イ 販売に向けた支援

上記アで開発した商品等の販売支援（販売方法の助言や販売先とのマッチング等）を行うこと。

(5) 千葉市食のブランド「千」及び認定品の周知広報物の作成

千葉市食のブランド「千」及び認定品の効果的な広報、ブランドイメージ浸透のための広報物を作成するとともに、ブランドイメージの確立に向け、ブランドの世界観を適切に伝える内容とすること。

なお、広報物は、次に記載の仕様又は同等品とし、デザイン及び印刷を含むものとするが、必要に応じて市と相談の上、仕様等を変更することも可能とする。

また、広報物に使用する認定品の写真については、市が別途委託する「千葉市『食のブランド』プロモーション等業務」の受託者が撮影し、提供する。

ア ポスター

(ア) B1サイズ 30部

仕様 B1・マットコート紙 110kg・4色刷り

(イ) B3サイズ 100部

仕様 B3・マットコート紙 110kg・4色刷り

イ チラシ 10,000部

仕様 A3・マットコート紙 110kg・両面4色刷り

ウ 認定品・サービスカタログ 1,000部

仕様 A4変形・マットコート紙 110kg・カラー

(6) 第2回認定品の再認定

第2回認定品の有効期限は令和7年3月31日までとなるため、対象となる認定品が再認定につながるよう、個別の実績や状況について把握・分析を行った上で、適切な相談・支援を行うこと。

なお、再認定を受けようとする者から、千葉市食のブランド「千」再認定申請書（様式6号）をもって申請があった場合、上記6（1）ウで定めた認定審査委員会において、審査を行うこととする。

(7) 千葉市「食のブランド」戦略の改訂案の作成

令和元年度に策定した「千葉市『食のブランド』戦略」で定めたとおり、令和6年度に戦略の改訂を行う必要があるため、「令和5年度千葉市「食のブランド」認定事務局運営等業務」で提出された現状分析、令和5年度までの成果と課題、ブランド戦略改訂の方向性等に基づき、改訂案を作成すること。

令和6年5月末までに改訂案作成内容の中間報告を行い、市と内容のすり合わせを綿密に実施した上で令和6年7月末までにブランド戦略の改訂案を作成し、市に提出すること。

【参考】千葉市「食のブランド」戦略

https://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/nosei/documents/01_senryaku.pdf

(8) ブランドイメージ向上につながるコンテスト等への応募

ブランドイメージの向上が期待できるようなコンテスト等への応募に向け、申請書類の作成支援等の事務補助を行うこと。

また、必要に応じて専門家に助言を求めること。

なお、応募を想定するコンテスト等については、本ブランドコンセプトや対外的な影響力等を加味し、適切なコンテスト等を市と協議の上選定し、応募することとする。

(9) 次年度以降の事業展開プランの提案

本事業の成果と課題を検証し、次年度以降の事業実施に向けた提案を行うこと。

(10) その他、委託業務に関する一切の業務

上記のほか、本委託業務を履行するために必要な事項は、別途市と協議の上実施すること。

7 千葉市「食のブランド」プロモーション等業務受託者との連携

当該業務受託者が事業全体の管理、ブランドイメージの管理等ブランドマネジメントを実施する中で、市が別途委託する「千葉市『食のブランド』プロモーション等業務」の受託者が、一般消費者向け認定品のプロモーション等を実施することとし、業務実施に当たっては、両者が連携を密にとって進めること。

8 成果品等

委託期間終了までに、次のものを提出すること。

(1) 実績報告書（次年度以降の事業展開プランを含む） 5部

Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint 形式又はPDF形式の電子データを、CD-R又はDVD-Rにて1部作成の上、郵送又は持参にて提出すること。

(2) 千葉市「食のブランド」戦略改訂案 5部

Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint 形式又はPDF形式の電子データを、CD-R又はDVD-Rにて1部作成の上、郵送又は持参にて提出すること。

(3) 委託業務に係る制作物データ CD-R又はDVD-R 1枚

9 想定スケジュール

令和6年4月 契約締結、事業方針・全体スケジュールの調整

5月 事業者支援及び販路拡大支援の申請募集、受付

7月	事業者支援及び販路拡大支援の対象者決定、支援開始 千葉市「食のブランド」戦略改訂案の提出
7～8月	第1～4回認定事業者へのフォローアップ ブランド認定制度説明会開催 ブランド認定の申請募集、受付
10～11月	認定審査・再認定審査 第5回認定品決定 第5回認定品及び認定事業者への支援
令和7年1～2月	第5回認定品公表
3月	令和6年度事業実績報告 次年度以降の事業展開プランの提案

10 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 事業の目的及びK P I 達成のため、社会情勢も考慮した上で、効果的な事業実施を図ること。
- (2) 次年度以降の計画的な事業実施につなげること。
- (3) 千葉市開催のイベントや市が連携協定等を結ぶ事業者との関係性等を効果的に活用し、事業を実施すること。
- (4) 受託者は千葉市食のブランド「千」のブランドマネジメントを市と協働で行う立場として、市の指定する庁内外メンバーと連携して事業を遂行すること。
- (5) 委託業務に係るすべての経費は、委託費に含むものとする。
- (6) 委託業務に基づき作成される成果物の取扱い
 - ア 委託業務に基づき作成される成果物（映像、印刷物等）の所有権は、すべて市に帰属する。
 - イ 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利（著作権）を、市に無償で譲渡するものとする。
なお、市の書面による事前の同意を得なければ、同法第18条から第20条までに規定する権利（著作者人格権）を行使することができないものとする。
 - ウ 受託者は、委託業務完了後といえども成果品等に瑕疵が発見された場合には、市の指示に基づいて速やかにその訂正をしなければならない。これに要する経費は、すべて受託者の負担とする。
- (7) 著作権・知的財産権の使用
 - ア 委託業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - イ アにかかわらず、市がその方法を指定した場合は、その限りではない。

11 業務の再委託

受託者は、業務の過半を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

12 その他

- (1) 受託者は、委託業務実施に当たり、随時市と協議を行い、意思疎通を図るとともに、指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、委託業務の遂行に当たり知り得た、市、事業者等の情報と個人情報の取扱いについて十分注意し、委託業務終了後も、他へ開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。

- (3) 受託者は、委託業務の遂行に関連し第三者へ損害が発生した場合、その損害が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、受託者の責任においてその損害を賠償すること。
- (4) 受託者は、仕様書、契約約款及び関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行しなければならない。
- (5) 委託業務の実施に当たっては、事故防止策等、安全の確保に十分配慮すること。